

1 いじめ防止等対策についての基本方針

○いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

○いじめ防止のための基本的な考え方や基本姿勢

本校では全ての職員が「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうるものである」という基本的認識に立つとともに、生徒に対しては<いじめは絶対に許さない・許されない>という姿勢を示し、いじめ防止に取り組む。

2 いじめ防止等のための具体的な取り組み（方策）

(1) 毎学期、羽村三中「Wing3 おもいあいプロジェクト」の取組。

①「羽村三中生徒会 人権宣言」の周知

②「Wing3 おもいあいメッセージ(標語)」の作成

(2) 毎月、全生徒による教育相談アンケートの実施。

(3) 年3回の「Wing3 おもいあい月間」での「いじめに関する授業」の実施。

(4) 早期発見できるように、生徒一人ひとりについての観察、コミュニケーションを心がける。

(5) 朝礼等の集会時において、校長・生活指導主任・生徒会長からいじめ防止についての注意喚起を行う。

3 いじめに対する措置について

(1) 基本的な考え方

・発見、通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

・双方より速やかに事情を確認するとともに、再びいじめられた生徒に危害が及ばないように指導する。

(3) いじめられた生徒への指導及びその保護者への支援

・生徒及び保護者へ、状況と原因を解消していく取り組みを説明する。

・不安解消のためにスクールカウンセラー等、生徒・保護者が相談できる体制を作る。

(4) いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

・<いじめは絶対に許されない>という考えに基づき、指導・助言していく。

・被害生徒への謝罪や和解に向けた取り組みを考える。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

・<いじめは絶対に許されない>という考えに基づき、いじめが起こった経緯や原因を傍観していた生徒や直接かかわっていない生徒へも考えさせる指導を行う。

(6) ネット上のいじめへの対応

・被害を受けた生徒から状況を確認するとともに、関係した生徒からも事実関係を確認し、内容の削除や誹謗中傷をやめさせる。

・被害生徒、加害生徒、全校生徒、保護者への各対応を速やかに行う。

(7) 重大事態への対応

・全校生徒または関係学年から質問紙による状況把握を行う。

・全生徒、保護者への状況説明と対応を速やかに行う。

4 いじめ防止等のための校内組織

(1) 学校内の組織

①学校いじめ対策委員会 校長・副校長・生活指導主任・教務主任・学年主任
不登校担当教員・学級担任・養護教諭・スクールカウンセラー

②運営委員会 ※①と少し異なる

③生活指導部会

④校内委員会（いじめ防止ケース会議）

⑤職員会議

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

①PTA運営委員会

②学校評議員会

③学校サポートチーム

④警察・児童相談所